

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休みの日
をのぞく)

目 次

◆ 告 示

青少年に有害な図書類の指定
保安林の指定の解除予定(二件)
口座振替の方法により支出をすることができる金融機関
の指定

鳥取県収納代理金融機関の指定

鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正

◆ 内水面漁場 管理委告示

昭和六十年内水面第五種共同漁業権者に係る増殖目
標量
◆ 正 誤 昭和六十年四月三十日付鳥取県公報第五千六百五十七号
中訂正

告 示

鳥取県告示第五百三十九号

鳥取県青少年健全育成条例(昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号)
第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図
書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十年五月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定 番号	種 別	題 号	行 記号等	類 別
1874	雑誌その他 の刊行物	特ダネ最前線 3月8日号	雑誌コー プ21982 -3/8	表示された発 行所名 株式会社日本文 芸社
1875	"	スコラ No.70	雑誌21 112- 9/14	スコラ・講談社
1876	"	フンスリー 平凡パンチ 4月号	雑誌コー プ1186 61-4	株式会社マガジ ンパンチ
1877	"	PENTHOUSE 3月号	雑誌 0797 7-3	株式会社講談社
1878	"	PENTHOUSE 4月号	雑誌 0797 7-4	株式会社講談社
1879	"	漫面アノドル 5月号	雑誌コー プ014 53-5	辰巳出版(株)

鳥取県告示第五百四十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示す
る。

昭和六十年五月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡関金町大字関金宿字東平池谷二一五〇・二一五一の一・二一五三・二一五四の一・二一五四の二・字本池谷二一五八・二一五九・字池谷の内三 二一六〇・字西平池谷二二二一の七・二二二三・二二二四の一・二二二四の七・二二二六の四から二二二六の七まで(以上一六筆について、次の図に示す部分に限る。)、字瀬戸池谷二一四四の四から二一四四の六まで、字西平池谷二二二〇の三、二二二一の八から二二二一の三まで

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び関金町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百四十一号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和六十年五月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡関金町大字関金宿字本池谷二一五八・二一五九・字池谷の内三 二一六〇(以上三筆について、次の図に示す部分に限る。)
二 保安林として指定された目的
公衆の保健
三 解除の理由
林道用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び関金町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百四十二号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十五條の二の規定により、口座振替の方法により支出をすることができる金融機関を次のとおり定め、昭和六十年六月一日から施行する。

昭和六十年五月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第九十二條第四項において準用する同法第六十三條第一項の設立の認可を受けた漁業協同組合連合会で、鳥取県収納代理金融機関として指定されたもの

鳥取県告示第五百四十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十八条第四項の規定に基づき、鳥取県収納代理金融機関を次のように定めたので、同条第七項の規定により告示する。

昭和六十年五月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 名称

鳥取県信用漁業協同組合連合会

田後漁業協同組合

網代港漁業協同組合

賀露漁業協同組合

赤碕町漁業協同組合

淀江漁業協同組合

二 指定年月日

昭和六十年五月一日

鳥取県告示第五百四十四号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、昭和六十年六月一日から施行する。

昭和六十年五月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第三号の表中

社山陰合同銀行
店

を

香取開拓農業協同組合	本所	西伯郡大山町 豊房	株式会社 淀江支
香取開拓農業協同組合	本所	西伯郡大山町 豊房	
鳥取県信用漁業協同組合連合会	本所	鳥取市青葉町 三丁目	
田後漁業協同組合	本所	境港市昭和町	
網代港漁業協同組合	本所	岩美郡岩美町 大字網代	
賀露漁業協同組合	本所	鳥取市賀露町	
赤碕町漁業協同組合	本所	東伯郡赤碕町 大字赤碕	
淀江漁業協同組合	本所	西伯郡淀江町 大字淀江	

株式会社山陰合同銀行 淀江支店	株式会社山陰合同銀行 城北支店	株式会社山陰合同銀行 境港支店	株式会社山陰合同銀行 岩美支店	株式会社山陰合同銀行 岩美支店	株式会社山陰合同銀行 湖山支店	株式会社山陰合同銀行 赤碕支店	株式会社山陰合同銀行 淀江支店
--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------

に改める。

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第一号

内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者が昭和六十年度において達成すべき当該内水面における増殖目標量を定めたので、次のとおり告示する。

昭和六十年五月七日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 早 栗 操

第五種共同漁業権者

内 第 五 号 共	内 第 四 号 共	内 第 三 号 共	内 第 二 号 共	内 第 一 号 共	番 号	免 許	漁場		種 苗 の 放 流	増 殖 目 標 量							
							漁 場	の 区 域									
同 組 合	東 郷 湖 漁 業 協 同 組 合	湖 山 池 漁 業 協 同 組 合	日 野 川 水 系 漁 業 協 同 組 合	天 神 川 水 系 漁 業 協 同 組 合	千 代 川 水 系 漁 業 協 同 組 合	漁 業 権 者 の 名 称											
	東 郷 湖	湖 山 池	日 野 川 水 系 に 係 る 河 川	天 神 川 水 系 に 係 る 河 川	千 代 川 水 系 に 係 る 河 川		あ ゆ (千尾)	に じ ま す (千尾)	い わ な 及 降 海 性 あ ま こ (千尾)	こ い (千尾)	ふ な (千尾)	う な ぎ (キ ロ グ ラ ム)	わ か さ ぎ (千 粒)	し ら う お の 産 卵 床 の 造 成 (平 方 ル メ)	え び の 殖 場 の 造 成 (平 方 ル メ)	い ぼ ら 及 び せ ご の 稚 魚	
			五 〇 〇	二 五 〇	九 〇 〇												
			一 〇	六	一 〇												
			三 五	二 〇	五 〇												
			一 〇	一 〇	一 〇												
二 五	四 〇	一 〇		五	一 〇												
五 〇	六 〇																
一 〇 〇 一 〇、 〇 〇 〇	七 〇 六 〇、 〇 〇 〇																
四 〇 〇	六 〇 〇																
六 〇 〇	一、 〇 〇 〇																
																	六

備考

にじます種苗及びこい種苗は、体長十センチメートル以上のものとする。

正

誤

昭和六十年四月三十日付鳥取県公報第五千六百五十七号中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤 正
一 下 四 第二十九号 第三十一号